

株 主 各 位

東京都豊島区東池袋三丁目23番14号
株 式 会 社 パ ピ レ ス
代表取締役社長 松 井 康 子

第22期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第22期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月24日（金曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月27日（月曜日）午前10時
2. 場 所 東京都豊島区東池袋三丁目23番14号
ダイハツ・ニッセイ池袋ビル7階
当社本店会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項 報告事項

1. 第22期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第22期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 監査役2名選任の件
第4号議案 取締役に対する株式報酬等の件

以 上

●当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.papy.co.jp/info/>）に掲載させていただきます。

●また、株主総会終了後には事業状況説明会の時間を30分ほど設けております。当社電子書籍サービスの現状と、今後の展望などをご説明させていただくことを予定しております。株主総会に引き続き、ご出席くださいますよう、ご案内申し上げます。

(提供書面)

事業報告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、政府の経済政策等により、企業収益の改善が進み、景気は緩やかな回復基調にありましたが、年度後半では、中国をはじめとする新興国経済の減速の動きもあり、先行き不透明な状況で推移しました。

電子書籍の市場環境は、電子書籍ユーザーの拡大等によって、堅調に市場規模が拡大しておりますが、市場参入企業が増加し、競争が激化しています。この結果、掲載コンテンツの需要の増加による、出版社等のコンテンツホルダーからの仕入コスト上昇や、集客を強化するための、広告宣伝や販促コスト増加のリスクが高まっています。

このような環境の中で、当社グループは顧客第一主義のもと、サービスの向上と差別化によって売上高を伸ばすとともに、収益体質の改善に努めています。また、TVCM等の集客施策を実施し、ユーザー層の拡大を進めています。

この結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高は10,452百万円、営業利益は1,019百万円、経常利益は999百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は651百万円となりました。

当社の事業は電子書籍事業のみであり、報告セグメントはありません。以下、当連結会計年度における主な活動状況を報告します。

当連結会計年度において、主な売上増加要因として、電子書籍のレンタルサイト「Renta!」の売上が増加しました。

集客施策としては、TVCM施策、インターネット広告施策、「株式会社パピレス設立20周年記念フェア」等、各種キャンペーン施策を実施し、会員数は200万人を突破しました。

サイト改良施策としては、レビュー活性化、検索機能向上、タテ読みスクロール機能追加等を実施しました。

また、社内で複数のプロジェクトチームを立ち上げ、サイト内で、コミック検定等のさまざまなイベントを開催しました。

その他、書籍を分冊形式で配信する新しいコンセプトの電子書籍サイト「パピレスプラス」については、ユーザビリティ向上施策、海外向けサービスである英語版「Renta!」及び中国繁体字版「Renta!」（巴比樂視網路科技股份有限公司運営）については、現地ユーザーに合わせたサイト改良と翻訳コンテンツの拡充を実施しました。

コンテンツ面では、コミックを中心に、小説・ノンフィクション、ビジネス書等、幅広いジャンルで、掲載コンテンツの拡充を実施しました。

また、株式会社GYAOと合弁で「株式会社ネオアルド」を設立し、次世代コンテンツの開発を進めました。

小説の文章を短く区切り、画像を追加した「絵ノベル」（特許取得済）では、セリフやBGMの音声を付加する改良、スマートフォンでの利用に適した縦スクロール型ビューアの開発を実施し、累計販売数も10万冊を突破しました。コミックを動的演出で見せる「コミックシアター」では、フルボイス版コンテンツの開発を実施しました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中におきまして、重要な設備投資及び設備の除却並びに売却等はありません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、株式会社ネオアルド（連結子会社）の新規設立に際し、当該子会社の株式発行を行い、非支配株主より73百万円の資金調達を行いました。また、巴比樂視網路科技股份有限公司（連結子会社）の増資に際し、当該子会社の株式発行を行い、非支配株主より11百万円の資金調達を行いました。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 19 期 (平成25年3月期)	第 20 期 (平成26年3月期)	第 21 期 (平成27年3月期)	第 22 期 (当連結会計年度) (平成28年3月期)
売 上 高(百万円)	—	—	—	10,452
経 常 利 益(百万円)	—	—	—	999
親会社株主に 帰属する(百万円)	—	—	—	651
当期純利益	—	—	—	132.42
1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	132.42
総 資 産(百万円)	—	—	—	6,210
純 資 産(百万円)	—	—	—	3,540
1株当たり純資産 (円)	—	—	—	703.69

(注) 1. 当社では、第22期より連結計算書類を作成しています。

2. 「1株当たり当期純利益」は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、「1株当たり純資産」は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しています。

3. 当社は、平成28年4月1日付で、普通株式1株につき2株の株式分割を行っています。第22期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産」を算定しています。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 19 期 (平成25年3月期)	第 20 期 (平成26年3月期)	第 21 期 (平成27年3月期)	第 22 期 (当事業年度) (平成28年3月期)
売 上 高(百万円)	5,578	6,921	8,424	10,443
経 常 利 益(百万円)	497	700	560	1,123
当 期 純 利 益(百万円)	313	434	355	750
1株当たり当期純利益 (円)	252.92	172.48	141.46	152.75
総 資 産(百万円)	3,501	4,293	4,805	6,261
純 資 産(百万円)	2,221	2,661	2,903	3,598
1株当たり純資産 (円)	1,767.86	1,049.70	1,164.03	727.64

(注) 1. 「1株当たり当期純利益」は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、「1株当たり純資産」は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しています。

2. 当社は、平成25年10月1日付で、普通株式1株につき2株の株式分割を行っています。第20期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産」を算定しています。
3. 当社は、平成28年4月1日付で、普通株式1株につき2株の株式分割を行っています。第22期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産」を算定しています。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
巴比樂視網路科技股份有限公司	29百万NTD	79.3%	電子書籍の販売
株式会社ネオアルド	75百万円	51.0%	次世代コンテンツの開発・制作

- (注) 1. 当連結会計年度より、巴比樂視網路科技股份有限公司を、重要性が増したため、連結の範囲に含めています。
2. 当連結会計年度より、株式会社ネオアルドを、新たに設立したため、連結の範囲に含めています。

(4) 対処すべき課題

当社グループをとりまく環境は、競合他社の参入が増加し、競争が激化しています。

当社グループにおいては、電子書籍の収集及び配信を強化し、業界のパイオニアとしての優位性を活かしながらブランドを確立して、業界でのシェアを拡大していくことを、対処すべき課題と捉えております。

そのための施策として、以下の事項に重点的に取り組み、人的・金銭的投資を積極的に行っていく方針です。

① ユーザーが使いやすい総合電子書店サービス

従来から採用しているクラウド型配信方式を拡大し、複数の端末で読めるマルチデバイス展開を継続しつつ、急速に普及するスマートフォンやタブレットユーザーをターゲットに販売の強化を目指します。

また、サイト機能、アプリ、ビューア等の利便性の向上や顧客サポートの強化等、ユーザーの声に基づいた改良を行い、サービスを一層充実させる方針であります。

② コンテンツの拡充

出版社・著者等との契約をさらに増やし、電子書籍の掲載数及び販売数における業界内での地位の向上を図ります。

また、デジタルならではの演出を加えた次世代コンテンツの開発強化を図ります。コミックに動きを加えた「コミックシアター」、小説の文章を短く区切り、画像を追加した「絵ノベル」の開発を進め、制作体制を強化します。

さらに、電子書籍作品投稿サイト「upppi」において、各種コンテスト企画等を実施し、投稿作品数を拡大させ、オリジナルコンテンツの増加を目指します。

③ 認知度の向上

TVCM等、大型広告を実施し、ユーザー層の拡大を図ります。集客のためのプロモーション強化を積極的に行い、来客数及びページビューを増やし、当社の運営する電子書籍の販売サイトの認知度向上に努めます。同時に、各種キャンペーンやニュースリリースを積極的に行うと共に、SNSなどを活用してユーザーと対話する機会を増やしていきます。

また、より効果の高いプロモーションを検討し、広告効率の向上を図ります。

④ 自社システム及び電子書籍制作掲載体制の合理化及び構築

自社システムについては、次々と発表される新端末に迅速に対応できるように、システムの統一化、応用性の向上を図ります。また、データ量の増加による回線負荷への対応や、有事の際のサービス継続性強化のため、サーバーと回線の増強や、バックアップ体制の強化等、運用保守の改善に努めていきます。

電子書籍制作掲載体制については、電子書籍素材の一元管理による効率的な制作体制の強化、各種システム改良による自動化や合理化を推進していきます。

⑤ 海外での電子書籍販売展開

海外サイトでの販売については、翻訳をはじめとし、様々な課題を抱えていますが、場所や時間に制約されず、直ちに提供できるというオンライン配信の特性を活かせることから、将来のマーケットとして期待できると考えています。英語版「Renta!」及び中国繁体字版「Renta!」を展開し、サービス拡充に力を注いでいきます。

⑥ 各端末への対応

当社は創業以来、PC、携帯電話、スマートフォン、タブレット等、時代の流れに対応し、様々な端末を通じて電子書籍を販売してきました。今後も、閲覧端末が進化する中で、様々な端末を通して、ユーザーニーズにあった形式で電子書籍を提供していく方針です。

(5) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

当社グループは、電子書籍事業を行っています。

当社グループは、電子書籍事業の単一セグメントです。

事業区分	事業内容
電子書籍事業	スマートフォン、タブレット、PC、携帯電話等の情報端末を利用した、ネットワーク配信による電子書籍販売

(6) 主要な営業所（平成28年3月31日現在）

① 当社

本	社	東京都豊島区
---	---	--------

② 子会社

巴比楽視網路科技股份有限公司	本社（中華民国台北市）
株式会社ネオアルド	本社（東京都豊島区）

(7) 使用人の状況（平成28年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況 76 (2) 名

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時従業員数は（ ）内に年間の平均雇用人員を外数で記載しております。なお、臨時従業員とは契約社員を指し、派遣社員を除いております。
2. 当社グループは電子書籍事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。
3. 当連結会計年度より「企業集団の使用人の状況」を記載しているため、前連結会計年度との比較は行っておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
67 (2) 名	6名増(-)	31.8歳	4.7年

- (注) 使用人数は就業人員であり、臨時従業員数は（ ）内に年間の平均雇用人員を外数で記載しております。なお、臨時従業員とは契約社員を指し、派遣社員を除いております。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、平成28年3月15日開催の取締役会において、以下のとおり、本店移転を決議しています。

- ① 新本店所在地 東京都千代田区紀尾井町3番12号
- ② 移転時期（予定） 平成28年9月中
- ③ 移転理由 事業拡大に伴う人員増加に対応し、業務の効率化を図るものです。
- ④ その他 本店移転に伴う定款変更につきましては、平成28年6月開催予定の当社第22期定時株主総会にて、議案を付議する予定です。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成28年3月31日現在）

① 発行可能株式総数 9,000,000株

(注) 平成28年4月1日付で、株式分割（1株を2株に分割）に伴う定款の変更が行われ、同日付をもって発行可能株式総数は9,000,000株増加し、18,000,000株となっております。

② 発行済株式の総数 2,581,720株

(注) 平成28年4月1日付の株式分割（1株を2株に分割）により、同日付をもって発行済株式の総数は2,581,720株増加し、5,163,440株となっております。

③ 株主数 1,287名（前事業年度末比738名減）

④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
天谷幹夫	856,926株	34.94%
片山晃	244,300	9.96
日本出版販売株式会社	160,000	6.52
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口）	103,800	4.23
GOLDMAN, SACHS & CO. R E G	100,000	4.07
田中幸夫	70,600	2.87
株式会社 SBI証券	59,500	2.42
河口隆俊	48,000	1.95
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	43,500	1.77
松井康子	40,296	1.64

(注) 1. 当社は、自己株式を129,220株保有しておりますが、上記大株主からは除外しておりません。

2. 持株比率は、自己株式（129,220株）を控除して計算しております。

3. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

4. 平成28年4月1日付で、株式分割（1株を2株に分割）を実施しておりますが、上記持株数は当該株式分割前の持株数を記載しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況（平成28年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	松井康子	巴比樂視網路科技股份有限公司董事長 株式会社ネオアルド取締役
取締役会長	天谷幹夫	当社海外担当 巴比樂視網路科技股份有限公司董事
専務取締役	福井智樹	当社仕入部門統括兼コンテンツ企画開発部長 株式会社ネオアルド代表取締役社長
取締役	岡田英明	当社販売部門統括兼システム管理部長
取締役	須永喜和	当社管理部門統括兼総務・経理部長 巴比樂視網路科技股份有限公司董事 株式会社ネオアルド取締役
常勤監査役	松村貞浩	株式会社ネオアルド監査役
監査役	藤居祥三	—
監査役	洪水啓次	—

(注) 1. 常勤監査役松村貞浩氏、監査役藤居祥三氏及び監査役洪水啓次氏は、社外監査役であります。

2. 監査役洪水啓次氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、監査法人での長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

3. 当社は、東京証券取引所に対して、常勤監査役松村貞浩氏、監査役藤居祥三氏及び監査役洪水啓次氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

4. 当事業年度中の重要な兼職の異動は、次のとおりです。

代表取締役社長松井康子氏は、平成27年7月27日付で、株式会社ネオアルド（本店所在地：東京都豊島区）の取締役に就任しました。

取締役福井智樹氏は、平成27年7月27日付で、株式会社ネオアルド（本店所在地：東京都豊島区）の代表取締役社長に就任しました。

取締役須永喜和氏は、平成27年7月27日付で、株式会社ネオアルド（本店所在地：東京都豊島区）の取締役に就任しました。

常勤監査役松村貞浩氏は、平成27年7月27日付で、株式会社ネオアルド（本店所在地：東京都豊島区）の監査役に就任しました。

5. 当事業年度中の地位及び担当の異動は、次のとおりです。

平成27年6月25日付で、取締役福井智樹氏の地位が、取締役から、専務取締役にとなりました。

平成27年11月21日付で、取締役岡田英明氏の担当が、販売部門統括兼システム管理部長兼WEB編集部代理から、販売部門統括兼システム管理部長となりました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、監査役松村貞浩氏、監査役藤居祥三氏及び監査役洪水啓次氏につきましては金100万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	5名 (0名)	34百万円 (-)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	3名 (3名)	7百万円 (7百万円)
合 計 (う ち 社 外 役 員)	8名 (3名)	42百万円 (7百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の株主総会の決議において、年額800万円以内と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の株主総会の決議において、年額200万円以内と決議いただいております。
4. 上記以外に、使用人兼務取締役に支給した使用人分給与相当額の総額(賞与を含む。)は、180万円であります。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役松村貞浩氏は、株式会社ネオアルドの監査役であります。

株式会社ネオアルドは、当社の連結子会社であり、当社と電子書籍の販売、仕入等の取引関係があります。

ロ. 社外役員が親会社又は子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
監査役 松村 貞浩	当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回、監査役会15回のうち15回に出席しています。長年にわたり会社経営に携わってきた経営者としての知見に基づき、取締役会及び監査役会において、業務監査をはじめ内部統制システム、会計監査等について適宜適切な発言を行っています。
監査役 藤居 祥三	当事業年度に開催された取締役会19回のうち18回、監査役会15回のうち15回に出席しています。長年にわたり金融機関の経営に携わってきた経験を活かして、取締役会及び監査役会において、内部統制システム、業務監査、会計監査等全般について適宜適切な発言を行っています。
監査役 洪水 啓次	当事業年度に開催された取締役会19回のうち17回、監査役会15回のうち15回に出席しています。公認会計士の資格や長年にわたる監査法人・大学での勤務経験を活かし、取締役会及び監査役会において、会計監査をはじめ内部統制システム、業務監査等について適宜適切な発言を行っています。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	15百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠が適切であるかどうかについての必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要及び当該運用状況は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制及び運用状況

- ① 毎月の定時取締役会において、取締役の職務の執行状況の報告を義務付けると共に、必要に応じて顧問弁護士や専門家等に相談することによって、法令・定款違反行為を未然に防止する。
- ② 取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査役に報告すると共に、取締役会においても報告を義務付け、ガバナンス体制を強化する。
- ③ 違法行為等に関する通報窓口を社内及び社外に設け、通報を受け付ける。

(運用状況)

定時取締役会において、各取締役から詳細な職務の執行状況の報告が行われています。

また、監査役には、当該職務の執行状況が、取締役会及び定期的に開催される経営者との懇談会において報告されています。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制及び運用状況

- ① 取締役会議事録や稟議書を始めとする、取締役の職務執行に係る情報や各種機密文書、重要文書等については、文書管理規程に基づき、総務・経理部がその保存媒体に応じて、適切かつ確実に、検索性の高い状態で保存・管理することとし、文書管理規程に定める年数、閲覧可能な状態を維持することとする。

(運用状況)

該当文書は、定められた設置場所に、検索性が高い状態で、規程上の保存年数、保管されています。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制及び運用状況

- ① 当社の業務執行に係るリスクとして、以下のリスクを認識し、その把握と管理体制、個々のリスクについての管理責任者についての体制を整えることとする。
 - ・ コンピュータシステム障害、通信障害等による業務停止リスク。
 - ・ 顧客情報等、機密情報に関する外部流出・漏洩に関するリスク。
 - ・ 天災（火災、地震、風水害等）による多大な損害を受けるリスク。
 - ・ 労働災害（不慮の事故や事件等）による、主要業務を担当する相当数の取締役又は使用人の生命又は健康に重大な影響を与えるリスク。
 - ・ 当社が予期せぬ重大な訴訟による多大な損害を被るリスク。
 - ・ 当社が不本意にして法律違反を犯したことによって多大な責任を問われる、もしくは、行政処分を受けるリスク。
 - ・ 重要な取引先の倒産や株式の買い占めその他、会社存続にかかわる重大な事案の発生に関するリスク。
 - ・ 悪評、信用不安情報等が顧客、マスコミ、インターネット等に広がり、当社の業績に悪影響が生じるリスク。
- ② リスク管理体制の基礎として、リスク管理規程を定める。同規程によって、不測の事態が発生した場合における連絡経路、対策本部の設置、個々のリスクについての管理責任者や、専門家や顧問弁護士の意見収集、迅速な対応等の基本方針その他を定め、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

(運用状況)

リスク事項が発生した場合の、報告経路、対応責任者が明確に定められ、適切な対応が行われています。リスクに対する対応策は、常に社内で検証され、改善が行われています。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制及び運用状況

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、定時取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催するものとする。また、当社の取締役会決議事項以外の業務上の重要事項については、適宜情報交換や審議等を経て、執行の決定を行うものとする。

- ② 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程及び職務権限規程、並びに、業務分掌規程を整備し、各責任者とその責任及び業務手続等の詳細について定めることとする。

(運用状況)

各取締役が、事前に詳細な職務の執行状況資料を作成し、定時取締役会において情報共有を図るとともに、十分な審議が行われています。

また、業務執行が効率的に行われるよう、定期的に、戦略会議等において、より具体的な議論が行われています。

- (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制及び運用状況

- ① 内部監査規程を定め、毎年、内部監査を実施する。使用人の職務の執行における法令、定款、社内規程の遵守状況の確認を軸とした業務監査及び会計監査を行うこととする。
- ② 使用人の職務執行状況を適時把握するための、組織的監視を実施する。定期的に社内会議を実施し、使用人からの職務執行状況の報告によって、情報の共有化に努めるとともに、組織的監視を行うものとする。また、使用人による重要な職務執行にあたっては、部室長の確認、帳票等に関しては部室をまたがる確認を行い、組織的な監視を実施する体制を整えるものとする。
- ③ 使用人による法令及び定款違反を未然に防ぐために、全従業員に対する関連法令及び社内規程、部室内特有の事項に関する法令・規程の周知徹底に努めるものとする。
- ④ 取締役又は使用人が、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、報告体制として、直ちに監査役、他の取締役及び内部監査責任者に報告するものとする。また、取締役については、当該事項を適宜情報共有・審議し、迅速な対応をはかり、かつ、当該事項について取締役会で報告するものとする。
- ⑤ 違法行為等に関する通報窓口を社内及び社外に設け、通報を受け付ける。
- ⑥ 監査役は、当社の法令遵守体制及び内部通報の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を取締役に対して求めることができるものとする。

(運用状況)

内部監査については、日本内部監査協会の内部監査基準に基づき、リスク評価を行った上で、内部監査担当者と監査役が協議し、監査計画を策定し、実施されています。

その結果については、適宜、取締役会に報告されています。

使用人の職務状況の把握は、毎週、全員参加の全体会議の中で情報共有を行っています。

監査役は、全体会議等各種会議へ参加するとともに、取締役会及び経営者との懇談会等を通じて意見を述べています。

(6) 会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制及び運用状況

- ① 当社及び子会社において、業務の適正を確保するための基礎として、子会社管理規程を定めるものとする。
- ② 当社の子会社業務を管掌する取締役と子会社取締役が定期的にミーティングを実施し、子会社の内部統制に関する協議、情報の共有を行うものとする。また、子会社は、所定の報告書を提出するものとする。
- ③ 子会社からの報告体制を規定すると共に、子会社の経営上の重要事項に関し、当社の承認が必要となる統制体制を構築し、子会社の損失の危険を管理するものとする。
- ④ 子会社業務を管掌する取締役は、子会社の取締役等の効率的な職務執行及び取締役等及び使用人の法令及び定款に適合した職務執行を目的として、子会社の状況に応じて、指示、要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制が構築できるよう、適正な指導、監督を行うものとする。

(運用状況)

当社から子会社へ取締役、監査役を派遣するとともに、各子会社を管理している担当取締役が、定期的開催される子会社の取締役会に出席し、業務報告を受け、適宜、必要な指示・指導を行っています。

また、当社の取締役会において、担当取締役から、子会社の状況に関して定期的に報告が行われています。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び運用状況

- ① 監査役は、必要であれば監査役の職務を補助すべき使用人を選任することができるものとする。

(運用状況)

監査役の職務を補助すべき使用人が選任されています。

(8) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び運用状況

- ① 取締役は、監査役の職務を補助すべき使用人の独立性を確保するため、当該使用人の人事異動等を行う場合には、監査役の意見を求めるものとする。

(運用状況)

取締役は、監査役の意見を聴取し、その意見を踏まえて人事異動等を実施しています。

(9) 監査役の、その職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項及び運用状況

- ① 監査役は、監査役の指示の実効性が十分に満たされると判断した使用人を、監査役の職務を補助すべき使用人として選任できるものとする。当該使用人が、監査役の指示を実行する場合は、監査役の代理人の権限を有するものとする。

(運用状況)

監査役は、自身の指示の実行性を考慮し、使用人の選任を要請しています。

(10)取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制及び運用状況

- ① 取締役は、下記事項について、監査役に対してその都度、報告するものとする。
 - ・ 定時取締役会時、取締役の職務の執行状況に関する事項。
 - ・ 他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合、当該事実に関する事項。
 - ・ 当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合、当該事実に関する事項。
 - ・ その他監査役により、業務の執行に関する報告を求められた場合、当該事実に関する事項。
- ② 使用人は、下記事項について、監査役に対して報告するものとする。
 - ・ 当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合、当該事実に関する事項。
 - ・ その他監査役により、業務の執行に関する報告を求められた場合、当該事実に関する事項。
- ③ 子会社業務を管掌する取締役は、監査役に対して定期的に子会社の状況を報告するものとする。監査役は、当該報告に関し、より具体的な情報が必要と判断した場合は、子会社の取締役及び使用人に対して、直接報告を求めることができるものとする。

(運用状況)

監査役は、取締役会及び重要な社内の各会議に出席すると共に、経営者との懇談会を定期的開催し、取締役の業務執行状況や、コンプライアンスに関する重要な事実について確認しています。

子会社についても、担当取締役より、定期的に報告を受けています。また、必要に応じ、随時、状況報告を受けています。

(11)監査役に対して報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制及び運用状況

- ① 内部通報制度運用規則を作成し、通報者の保護について規定するものとする。

(運用状況)

監査役に報告を行ったものに対して、当該報告をしたことを理由として解雇その他の不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知しています。

(12) 監査役の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項及び運用状況

- ① 前払については、原則、監査役会における決定に基づき実施するものとする。
- ② 償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理については、原則、監査役会における決定に基づき処理を行うものとするが、その内容に関し、必要が生じた場合は、取締役会への報告を求めるものとする。

(運用状況)

監査役から、外部の専門家（弁護士、公認会計士等）を利用した費用などの監査費用について、前払や償還を求められた場合は、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担するものとしています。

(13) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制及び運用状況

- ① 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制として、取締役又は使用人からの監査役への直接の報告経路を確保するとともに、取締役及び使用人は、監査役から業務の執行に関する報告等を求められた場合には、それに協力しなければならないものとする。

(運用状況)

監査役は、取締役に対して、定期的な懇談会の開催を要請し、実施されています。

また、全使用人に対してヒアリングを実施し、直接、報告を受けています。

4. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	6,092	流動負債	2,669
現金及び預金	4,532	買掛金	1,175
売掛金	1,233	未払金	661
有価証券	57	未払法人税等	316
コンテンツ資産	1	前受金	387
繰延税金資産	161	賞与引当金	38
その他	109	その他	89
貸倒引当金	△2	負債合計	2,669
固定資産	118	(純資産の部)	
有形固定資産	5	株主資本	3,452
建物	3	資本金	414
その他	2	資本剰余金	192
無形固定資産	0	利益剰余金	3,067
その他	0	自己株式	△221
投資その他の資産	111	その他の包括利益累計額	△0
その他	111	為替換算調整勘定	△0
資産合計	6,210	新株予約権	29
		非支配株主持分	59
		純資産合計	3,540
		負債純資産合計	6,210

連結損益計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		10,452
売 上 原 価		4,424
売 上 総 利 益		6,027
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,007
営 業 利 益		1,019
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	8	
退 会 者 未 使 用 課 金 収 益	10	
そ の 他	0	19
営 業 外 費 用		
為 替 差 損	39	
そ の 他	0	39
経 常 利 益		999
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		999
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	404	
法 人 税 等 調 整 額	△32	372
当 期 純 利 益		626
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		△24
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		651

連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から)
(平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	414	189	2,448	△162	2,889
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△12		△12
親会社株主に帰属する当期純利益			651		651
連結範囲の変動			△19		△19
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		3			3
自己株式の取得				△59	△59
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	－	3	618	△59	562
当連結会計年度末残高	414	192	3,067	△221	3,452

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主 持 分	純資産合計
	為替換算 調整勘定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当連結会計年度期首残高	－	－	13	－	2,903
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当					△12
親会社株主に帰属する当期純利益					651
連結範囲の変動					△19
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動					3
自己株式の取得					△59
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	△0	△0	15	59	74
当連結会計年度変動額合計	△0	△0	15	59	637
当連結会計年度末残高	△0	△0	29	59	3,540

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 2社
- ・主要な連結子会社の名称 巴比樂視網路科技股份有限公司
株式会社ネオアルド

(2) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する注記

連結の範囲の変更

当連結会計年度から、巴比樂視網路科技股份有限公司を、重要性が増したため、連結の範囲に含めております。また、株式会社ネオアルドを、新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結会計年度と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

ロ. その他有価証券

・時価のあるもの

連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

ハ. たな卸資産

・コンテンツ資産

個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）

自社制作のコンテンツの費用配分方法については、見積回収期間（12ヶ月）にわたり、会社所定の逓減的な償却率によって償却しております。なお、制作費が一定金額以下のコンテンツに関しては、発生時に全額を売上原価に一括計上しております。

- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- イ. 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物 15年
 - ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）
 - ・ 自社利用のソフトウェア
社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ③ 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。
- ④ 重要な引当金の計上基準
- イ. 貸倒引当金
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - ロ. 賞与引当金
従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。
- ⑤ 収益の計上基準
電子書籍販売に係る収益（売上高）については、電子書籍データのダウンロード権付与日または閲覧権付与日を基準として計上しております。
- ⑥ その他連結計算書類の作成のための重要な事項
消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

23百万円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式

2,581,720株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月25日 定時株主総会	普通株式	12	5	平成27年3月31日	平成27年6月26日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	36	15	平成28年3月31日	平成28年6月28日

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式

6,000株

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、一般的な余資は流動性の高い金融資産で運用する方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、ユーザーからのコンテンツ利用料回収不能リスクに晒されております。なお、売掛金は、決済方法によって、決済先により債権が保証される場合（カード会社等）と、保証されない場合（携帯電話会社等）があります。当該リスクに関しては、携帯電話会社等から滞納者リストを入手し支払督促を行うとともに、滞納状況について、毎月、担当役員に報告を行う体制としております。

有価証券は、投資信託であり、市場の価格変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的到时価を把握して、その内容が担当役員に報告されております。

営業債務である買掛金は、ほぼ全てが3ヶ月以内支払期日であります。未払金については、ほとんど2ヶ月以内支払期日であります。未払法人税等については、2ヶ月以内に納付期限が到来します。これら金融債務は、流動性リスクに晒されておりますが、各部署からの報告に基づき、総務・経理部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、支払予定額の2ヶ月分を手許資金として最低限保有することで、流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	4,532	4,532	—
(2) 売 掛 金	1,233	1,233	—
(3) 有 価 証 券 その他有価証券	57	57	—
資 産 計	5,823	5,823	—
(1) 買 掛 金	1,175	1,175	—
(2) 未 払 金	661	661	—
(3) 未 払 法 人 税 等	316	316	—
負 債 計	2,153	2,153	—

(注) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券

有価証券の時価は、取引金融機関から提示された価格によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

5. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額	703円69銭
(2) 1株当たりの当期純利益	132円42銭

(注) 当社は、平成28年4月1日付で、普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該分割が行われたと仮定して、「1株当たりの純資産額」「1株当たりの当期純利益」を算定しております。

6. その他の注記

連結計算書類に表示される科目その他の事項の金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,915	流動負債	2,663
現金及び預金	4,356	買掛金	1,178
売掛金	1,236	未払金	660
有価証券	57	未払費用	18
コンテンツ資産	1	未払法人税等	316
前払費用	36	未払消費税等	61
繰延税金資産	161	前受金	384
その他	67	預り金	2
貸倒引当金	△2	賞与引当金	38
固定資産	346	その他	3
有形固定資産	5	負債合計	2,663
建物	3	(純資産の部)	
工具、器具及び備品	1	株主資本	3,569
無形固定資産	0	資本金	414
ソフトウェア	0	資本剰余金	189
その他	0	資本準備金	189
投資その他の資産	340	利益剰余金	3,186
関係会社株式	164	その他利益剰余金	3,186
関係会社長期貸付金	65	繰越利益剰余金	3,186
長期前払費用	10	自己株式	△221
繰延税金資産	0	新株予約権	29
その他	100	純資産合計	3,598
資産合計	6,261	負債純資産合計	6,261

損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		10,443
売 上 原 価		4,420
売 上 総 利 益		6,023
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,889
営 業 利 益		1,133
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	8	
有 価 証 券 利 息	0	
退 会 者 未 使 用 課 金 収 益	10	
事 業 分 離 に お け る 移 転 利 益	5	
そ の 他	1	25
営 業 外 費 用		
自 己 株 式 取 得 費 用	0	
為 替 差 損	36	
そ の 他	0	36
経 常 利 益		1,123
税 引 前 当 期 純 利 益		1,123
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	404	
法 人 税 等 調 整 額	△32	372
当 期 純 利 益		750

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から)
(平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						自己株式	株主資本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				
		資本準備金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計			
当 期 首 残 高	414	189	189	2,448	2,448	△162	2,889	
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当				△12	△12		△12	
当 期 純 利 益				750	750		750	
自 己 株 式 の 取 得						△59	△59	
株主資本以外の項目の 増減 (純額)								
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	738	738	△59	679	
当 期 末 残 高	414	189	189	3,186	3,186	△221	3,569	

	新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
当 期 首 残 高	13	2,903
当 期 変 動 額		
剰 余 金 の 配 当		△12
当 期 純 利 益		750
自 己 株 式 の 取 得		△59
株主資本以外の項目の 増減 (純額)	15	15
当 期 変 動 額 合 計	15	695
当 期 末 残 高	29	3,598

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

ロ. 関係会社株式

移動平均法による原価法

ハ. その他有価証券

・時価のあるもの

事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

・コンテンツ資産

個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）

自社制作のコンテンツの費用配分方法については、見積回収期間（12ヶ月）にわたり、会社所定の逡減的な償却率によって償却しております。なお、制作費が一定金額以下のコンテンツに関しては、発生時に全額を売上原価に一括計上しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15年、工具、器具及び備品 4年～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(5) 収益の計上基準

電子書籍販売に係る収益（売上高）については、電子書籍データのダウンロード権付与日または閲覧権付与日を基準として計上しております。

(6) その他計算書類の作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度まで区分掲記して表示しておりました、投資その他の資産の「差入保証金」（当事業年度は、100百万円）及び流動負債の「ポイント負債」（当事業年度は、2百万円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より、それぞれ、投資その他の資産及び流動負債の「その他」に含めて表示していません。

3. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|---|-------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 23百万円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権、債務（貸借対照表において区分掲記していない金額） | |
| ① 短期金銭債権 | 14百万円 |
| ② 短期金銭債務 | 4百万円 |

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	60百万円
売上高	40百万円
売上原価	19百万円
販売費及び一般管理費	0百万円
営業取引以外の取引高	7百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び総数

普通株式	129, 220株
------	-----------

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
前受金	118百万円
未払事業税	20百万円
賞与引当金	11百万円
その他	10百万円
繰延税金資産合計	161百万円
繰延税金資産の純額	161百万円

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

重要性がないため、記載を省略しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額	727円64銭
(2) 1株当たりの当期純利益	152円75銭

(注) 当社は、平成28年4月1日付で、普通株式1株につき2株の株式分割を行っていません。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たりの純資産額」及び「1株当たりの当期純利益」を算定しています。

9. その他の注記

当社の計算書類に表示される科目その他の事項の金額は、従来、千円単位で記載しておりましたが、当事業年度より、百万円単位で記載することに変更しております。

計算書類に表示される科目その他の事項の金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月9日

株式会社パピレス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 向 眞 生 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 高 橋 篤 史 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社パピレスの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針

及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社パピレス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月9日

株式会社パピレス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 向 眞 生 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 高 橋 篤 史 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社パピレスの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討す

る。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品

質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月10日

株式会社 パピレス 監査役会

常勤監査役(社外監査役) 松村 貞浩 ㊟

監査役(社外監査役) 藤居 祥三 ㊟

監査役(社外監査役) 洪水 啓次 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、事業の成長、拡大による企業価値の向上を最重要課題として認識するとともに、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつと考えております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金15円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は36,787,500円となります。
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
平成28年6月28日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

事業拡大に伴う人員増加に対応し、業務の効率化を図るため、本店所在地を東京都千代田区に変更するものであります。（変更案第3条）

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
第3条（本店の所在地） 当社は、本店を東京都豊島区に置く。	第3条（本店の所在地） 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役松村貞浩氏及び洪水啓次氏は、本總會終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
1	まつむらさだひろ 松村貞浩 (昭和21年3月12日)	昭和43年4月 日産ディーゼル販売(株)入社 昭和63年12月 日産ディーゼル工業(株)に転籍 平成11年10月 九州日産ディーゼル(株)代表取締役社長就任 平成14年5月 関東日産ディーゼル(株)代表取締役社長就任 平成18年5月 関東日産ディーゼル(株)相談役就任 平成20年6月 当社監査役就任(現任) (重要な兼職の状況) 平成27年7月 (株)ネオアルド監査役就任(現任)	一株
2	こうずいひろつぐ 洪水啓次 (昭和11年9月14日)	昭和35年10月 ロービンガム・トムソン会計事務所(東京)入所 昭和43年5月 等松青木監査法人(現トーマツ)入所 昭和49年7月 等松青木監査法人代表社員就任 平成14年6月 一般社団法人共同通信社監事就任(現任) 平成18年6月 一般財団法人商工会館監事就任(現任) 平成20年3月 牧野フライス製作所第三者委員就任(現任) 平成20年6月 当社監査役就任(現任)	一株

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 各候補者は社外監査役候補者であります。

3. (1)松村貞浩氏を社外監査役候補者とした理由は、長年、大会社に籍を置き、経営者としても豊富な経験と深い見識を有していることから、社外監査役として適任であると判断したためであります。

(2) 洪水啓次氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏は、公認会計士の資格を有しており、監査法人において監査業務に長年にわたり携わっております。

同氏は、過去に社外監査役以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由から社外監査役として適任であると判断したためであります。

4. 松村貞浩氏及び洪水啓次氏は、現在、当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって両氏とも8年となります。
5. 当社は、松村貞浩氏及び洪水啓次氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、松村貞浩氏及び洪水啓次氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、松村貞浩氏及び洪水啓次氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

第4号議案 取締役に対する株式報酬等の件

1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社の取締役の報酬は、「基本報酬」のみで構成されていましたが、本議案は、新たに取締役に対する株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することについてご承認をお願いするものです。なお、その詳細につきましては、下記「2.」の枠内で取締役会にご一任頂きたいと存じます。

本制度は、当社の業績及び株式価値と取締役の報酬との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず株価下落リスクをも負担し、株価の上昇による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

具体的には、平成19年6月28日開催の第13期定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬（「基本報酬」）の限度額（年額8,000万円以内。但し、使用人給与分は含みません。）とは別枠で、新たな株式報酬を、平成29年3月末日で終了する事業年度から平成38年3月末日で終了する事業年度までの10年間（以下「対象期間」といいます。）に在任する当社の取締役に対して支給する旨のご承認をお願いするものです。

なお、本株主総会終結の時点において、本制度の対象となる取締役の員数は5名です。

その他、本制度の骨子につきましては、平成28年5月13日に東京証券取引所を通じて公表いたしました、適時開示情報をご参照下さい。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が金員を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、取締役に対して、当社が定める株式交付規程に従って、当社株式が信託を通じて交付される株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として毎年1回、所定の月です。

(2) 当社が拠出する金員の上限

本信託の当初の信託期間は約10年間とし、当社は、本制度により当社株式を取締役に交付するのに必要な当社株式の取得資金として、当該信託期間中に、当社株式300,000株を本信託が取得するのに必要な金額（当社株式300,000株×取得時の1株当たり単価）を上限とする金員を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として拠出し、一定の要件を満たす取締役を受益者として本信託を設定します。

本信託は、当社が信託した金員を原資として、当社株式を取引所市場（T o S T N e T - 1 を含みます。）を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。

（注）当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。

(3) 取締役に給付される当社株式数の算定方法と上限

① 取締役に対するポイントの付与方法及びその上限

当社は、各取締役に対し、各事業年度に関して、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各役位により定まるポイントを付与します。

但し、当社が取締役に付与するポイントの総数は、1事業年度当たり、30,000ポイント〔株式数換算では30,000株となります。また、本制度の信託期間（約10年間）累計では、300,000株となります。〕を上限とします。

② 付与されたポイント数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与を受けたポイントの数に応じて、下記(4)の手續に従い、当社株式の交付を受けます。

各取締役に交付すべき当社株式の数は、当該取締役に付与されたポイント数に【1】（但し、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。）を乗じた数とします。

(4) 取締役に対する当社株式の交付

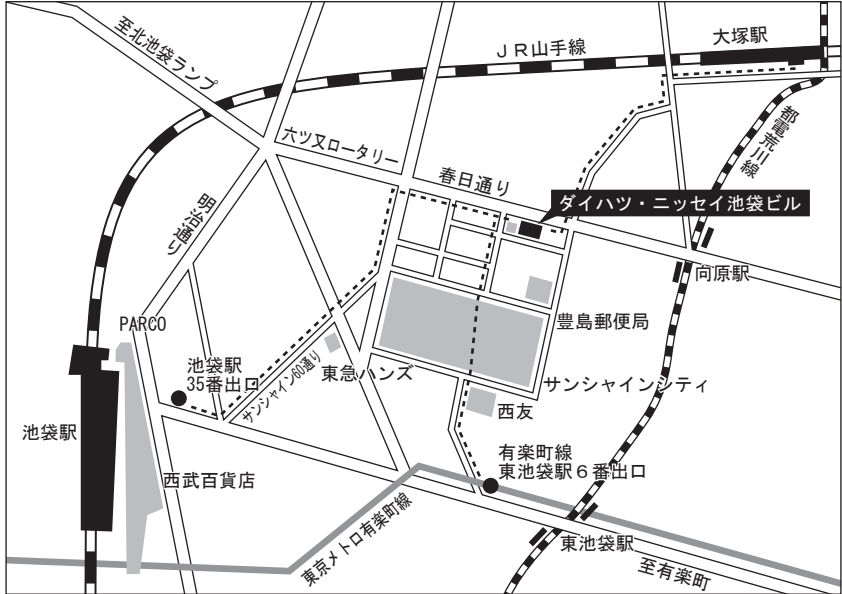
各取締役に対する上記(3)の当社株式の交付は、原則として毎年1回、所定の月に、所定の受益者確定手続を行うことにより、本信託から行われます。

但し、受益者である各取締役の当該株式交付に係る源泉所得税等の納税資金として、このうち一定の割合の当社株式については、本信託内で売却換金した上で、当社株式に代わり金銭で交付します。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都豊島区東池袋三丁目23番14号
ダイハツ・ニッセイ池袋ビル7階
当社本店会議室



■交 通

- 池袋駅（JR山手線・埼京線・湘南新宿ライン）
35番出口から徒歩15分
- 東池袋駅（東京メトロ有楽町線）
6番出口から徒歩8分（サンシャインシティ内を通過）
- 東池袋四丁目駅・向原駅（都電荒川線）
徒歩10分

（駐車場の用意はいたしていませんので、お車でのご来場は、ご遠慮
くださいますようお願い申し上げます。）